

作成日：R3年2月15日

令和2年度第8回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和3年2月12日（金）
時間	10：30－11：20
開催会場	かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室
参加機関等	高松養護学校・高松市健康づくり推進課・三木町福祉介護課・直島町住民福祉課・かがわ総合リハビリテーション成人支援施設・障害者就業・生活支援センターオーブ・障害者生活支援センターたかまつ・相談支援センターりゅうらん・地域生活支援センターこだま・支援センターこかも・高松市社会福祉協議会訪問介護事業所・地域活動支援センターグリマ・高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計15名

議題1：各部会等活動報告	
議事	<p>主な報告内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・医療的ケア部会：医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修を1月に3回（コロナ対策のため同一内容を分散実施）実施し、圏域外を含めて47名の参加があった。・居宅サービス事業所連絡会：居宅サービス事業所へのアンケートについて、年度内に集計完成させ、報告できるよう作業を進めている。・就労支援部会：1/16に「しごとサロンたかまつ（就労相談会）」実施。コロナ対策のため事前予約制をとり、9名の参加があった。「就労移行支援事業所ガイドブック」の完成は3/20以降になる見込み。・相談支援部会：今年度第5回運営会議で確認した課題（障がい児の短期入所の不足、24時間支援体制の構築、計画相談終了時の確認事項の検討、緊急時対応プランの検証）についてワーキンググループを立ち上げ、今年度中に準備会を1回実施したいと考えている。・子ども部会：福祉サービスに関するアンケート集計作業中。今月中に完成させ、来月の運営会議で報告後ホームページに公開できるようにしたい。事業所の新規開設や閉鎖の動きがある。ホームページ「地域のお役立ち情報」に情報を更新していく。 <p>※精神保健福祉部会、身体障害者支援部会、発達障害部会、当事者団体・家族会連絡会は欠席のため報告なし。知的障害者支援部会、地域生活支援</p>

	拠点検討部会については添付資料の通り。
決定事項	—
今後の動き	—

議題 2：事務局からの報告	
議事	<p>主な報告内容)</p> <p>1) 意思決定支援研修検討会の報告：各委員が所属している機関で「選定モデルの基準」に該当する方を選定、実践する中から抽出された内容を精査して、今後実施する研修に活かしていく予定。</p> <p>2) ①高松市障害者施策推進懇談会委員②高松市障害支援区分等審査会委員の推薦</p> <p>3) 講師等への謝金支払いについて、来年度より源泉徴収を行うよう準備中。</p> <p>4) ホームページの「地域のお役立ち情報」について、来年度「障がい福祉サービス事業所に関する情報」「障がいがある方が社会生活力を高めるための情報」「一般、支援者向け情報」を柱に構成を変更する予定。</p> <p>※災害時 WG の報告については添付資料の通り。</p>
決定事項	2) ①は 1 名、②は 9 名の推薦が承認される。
今後の動き	—

令和2年度第8回高松圏域自立支援協議会運営会議

日時) 令和3年2月12日(金) 10:30-11:30

場所) かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室

参加者) 高松養護学校・高松市健康づくり推進課・三木町福祉介護課・直島町住民福祉課
かがわ総合リハビリテーションセンター・障害者就業・生活支援センターオリーブ
障害者生活支援センターたかまつ・障害者相談支援センターりゅううん・地域生活支援センターこだま
支援センターこがも・高松市社会福祉協議会訪問介護事業所・地域活動支援センタークリマ
高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

* 次回=令和3年3月12日(金) 10:30-11:30 かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室

令和2年度目標

- ①利用者により質の高いサービスを提供できるようにするために、連携の推進を念頭に、協議会全体、各部会等の活動を実施する。
- ②運営会議の活性化に取り組み、各部会等の取り組みの共有と部会等間の連携がより進み、また、協議会に寄せられた課題への取り組みが明確になることを目指す。
- ③障害者の権利擁護と虐待の防止について、広く関係機関で学ぶ場を設け、理解を深める。また、成年後見人制度の理解とその利用促進に向けて、圏域の実態を調査して圏域内の中核機関等との連携について検討する。

議題)

①各部会等、事務局報告(★マークから報告開始)

○就労支援部会

○精神保健福祉部会

○相談支援部会

1月部会報告(資料あり)

○身体障害者支援部会

○知的障害者支援部会

1月部会報告(資料あり)

○発達障害部会

○こども部会

2/2 にコアメンバーでアンケートの集計作業を実施予定。結果の報告を口頭で報告します。

○医療的ケア部会★

医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修を行いました。高松圏域で多くのコーディネーターに参加していただきました。

○当事者団体・家族会連絡会

作成したコミュニケーションボードを、3月の高松市の広報に掲載していただく予定です。

○居宅サービス事業所連絡会

○地域生活支援拠点検討部会

高松市・直島町緊急時対応合同研修会の開催について（資料あり）

②事務局より

- ・意思決定支援研修検討会の報告（資料あり）
- ・災害時ワーキンググループの報告（資料あり）
- ・高松市障害者施策推進懇談会委員、高松市障害支援区分等審査会委員の推薦
- ・今年度予算管理表（資料あり）

③その他

作成日：3年2月17日

令和2年度第8回 高松圏域自立支援協議会 相談支援部会議事録

日付	令和3年1月21日(木)
時間	9:30~10:30
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター 2階 第1研修室
参加機関等	高松市障がい福祉課、地域生活支援センターこだま、障害者生活支援センターあい、障害者地域生活支援センターほっと、障害者相談支援センターりゅううん、地域活動支援センタークリマ、支援センターこがも、相談支援事業所ライブサポートセンター、生活支援センターサンサン、相談支援事業所ウルカ、相談支援事業所おりがみ、相談支援事業所 EVEN、高松市社協障がい者相談支援センター、障害者相談支援事業所ミルキーウェイ、相談支援事業所ウェルネスサポート、障害者相談支援事業所かつが、相談支援事業所きやら、障害者生活支援センターたかまつ、高松市障がい者基幹相談支援センター 中核拠点 順不同 計23名

議題1：新型コロナウイルス感染症の感染症疑い者・濃厚接触者への対応について	
議事	・資料を提示して、説明あり。その後、高松市障がい福祉課から補足があり、最後に、質疑が行われた。
決定事項	・基本的には、厚労省から周知されている感染症対策マニュアルに沿って対応する。 ・すぐにサービス利用を考えるのではなく、宅配弁当や、インフォーマルサービス等あらゆる資源を活用する。
今後の動き	・まずは、そういう事態が起こる前に、そうなった場合を想定して、事前に計画を立てて、シミュレーションをしておくことが重要であることと、もしそういう事態になって困った場合は、基幹センターや行政に相談することを確認した。

議題2：集団指導に関するQA	
議事	・高松市障がい福祉課監査係より説明
今後の動き	・モニタリングや計画書提出の時期についてのお願い ・H30年度報酬改訂で新設された加算があるが、あまり利用できていないので、もっと活用して欲しい。

議題3：計画相談の進捗状況	
議事	・計画受け入れ可能事業所の確認 ・部会内ワーキンググループ(障がい児の短期入所の不足、24時間支援体制の構築、計画相談終了時の確認事項の検討、緊急時対応プランの検証)についての周知

決定事項	<ul style="list-style-type: none">・年度末で、受け入れは少なめである。・ワーキンググループについては、現在メンバーの最終確認中であり、決定次第メンバーに周知する。
------	---

議題4：その他お知らせ	
議事	<ul style="list-style-type: none">・新たなグループホーム設置と、入居者募集のお知らせあり。

作成日：R3年1月25日

令和2年度第3回 高松圏域自立支援協議会 知的障害者支援部会議事録

日付	令和3年1月15日(金)
時間	10:00-11:30
開催会場	福祉コミュニティセンター高松東館2F会議室
参加機関等	香川県手をつなぐ育成会・香川県立香川中部養護学校・香川県立川部みどり園・高松市障がい福祉課・地域生活支援センターこだま・障害者相談支援センターりゅううん・高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計9名

議題1：今年度活動振り返り	
議事	<ul style="list-style-type: none">・親なきあとの準備を考えると、成年後見人制度の利用の前段階として日常生活自立支援事業を利用するという流れがとれば利用する本人や家族にもわかりやすいと思えた。・地域移行に関して、施設としては入所者の高齢化が大きな課題。移行という点では高齢者施設への移行に関心が高いのが実情。・日常生活自立支援事業が実は柔軟に利用できることを確認できた。・活動を通じて勉強になっている。・地域移行について、入所者の意思を確認できてきたか振り返る機会を得た。安心できる地域の資源の存在も必要。
決定事項	—
今後の動き	—

議題2：来年度の活動について	
議事	資料に基づき来年度の活動の方向性案を検討。
決定事項	<ul style="list-style-type: none">・「親なきあと」「地域移行」の2テーマについてそれぞれのチームに分かれて取り組み、年度頭、中盤、終わりで全体共有する。・意思決定支援WGや香川県協議会地域移行部会、高松市障がい者基幹相談支援センターなどの取り組みも当部会で共有し、また当部会の取り組みも発信しながら取り組んでいく。 「親なきあと」=香川県手をつなぐ育成会・香川県立香川中部養護学校・地域生活支援センターこだま・高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 「地域移行」=香川県立川部みどり園・高松市障がい福祉課・障害者相談支援センターりゅううん・高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

	・コロナ感染防止を念頭に ZOOM など web 開催も必要により検討する。
今後の動き	4/16 (金) 10 : 00 - 11 : 30 次回開催予定
備考	参考資料 「あたりまえの生活を目指してーのぞみの園の地域移行の取り組みからー」

	親なきあと	地域移行
メンバー (略称)		
内容 ○は来年度 具体的に活 動する案	<ul style="list-style-type: none"> ・「親なきあと」に近い層 対象者を支援者といっしょに訪問したり、親の「ピア」として活動してくれる人材 ○親なきあとを考える親の想いを基幹や相談支援部会などで聞く場をもつ ・将来の「親なきあと」に備えたい層 サービスや資源や体験の場の不足 ○日常生活自立支援事業との連携に関する合同研修（日常生活自立支援事業が通帳預かりありきの事業ではなく相談～同行などから展開されることで、利用者は金銭管理支援を体験しつつ必要な支援内容を選ぶことが可能になる） * 当初、取り組みたい課題に性に関することも出ていたが、とり上げるならこのフィールドで議論できるかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「入所の経緯」を確認してもらうこと、いっしょに取り組んでもらえる相談支援専門員を募集一を発信している ○市内一般相談支援事業所 12 か所 & 知的障害者入所者のプラン担当相談支援専門員（アンケートによると 11 事業所）と情報交換、意見交換の場をもつーそのときに「入所の経緯」を確認してもらいたいのでは
他の取り組みとの連携など	<p>地域拠点、地域生活支援検討部会の動きを共有</p> <p>意思決定支援 WG の取り組みを共有</p>	<p>県地域移行部会の取り組みを共有</p>

・各 WG 隔月程度で開催し、年 3 回くらい部会としての共有の場を（例 4 月と 9 月と 2 月に合同で開催し状況を共有、あとは各チームで動く）

・知的部会から相談支援部会、基幹合同会議などへ知的部会から発信することを継続して行う。一各チームの動きや情報、その他、例えば余暇支援について一資源集の存在や要点の再周知、その後の余暇の課題について水を向けるなど

・Zoom での開催の検討

全国知的障害児者生活サポート協会助成事業

研修会「親なき後を考える」

福祉サービスと介護保険制度の利用のあり方

障害のある本人の親として、将来の悩みはつきません。そこで、昨年に引き続き「親なき後を考える」をテーマに、知的障害者の高齢期における障害福祉サービスと、介護保険制度の利用についての研修会を開催いたします。

「将来の不安に備えて、利用できる制度を知っておこう！」

講師：居宅介護支援事業所「豆の樹支援センター」代表

社会福祉士
主任介護支援専門員 高橋 順子 氏

「日々の相談業務から見えてくること」

講師：(福)香川県手をつなぐ育成会 相談支援センター「つなぐ」センター長

社会福祉士
相談支援専門員 渡邊 邦治 氏

日 時 令和3年2月4日(木) 10:00~12:30 9:30~受付

<日程> 10:00~12:00 研修会

12:10~12:30 生活サポート総合補償制度について「保険説明会」

会 場 香川県社会福祉総合センター

7F 大会議室 高松市番町1丁目10番35号 ☎087-835-3334

申込締切 令和3年1月15日(金) 裏面FAX用紙にて

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みであり、給付と負担の関係が明確である「社会保険方式」を採用していることなどが特徴です。

<申込み・お問合せ先> 香川県手をつなぐ育成会活動事務局
〒761-8041 高松市楳紙町八幡 1452 番地 2
TEL 087-816-2586 FAX 087-816-1971



主催 香川県知的障害児者生活サポート協会
共催 社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会

【参加申込書】

香川県手をつなぐ育成会活動事務局 宛

FAX 087-816-1971

研修会「親なき後を考える」
福祉サービスと介護保険制度の利用のあり方

支部名

担当者

連絡先

	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	

申込締切 令和3年1月15日(金)

※定員(120名)になり次第、締め切りにさせていただきますので、お早めにお申し込みください。
※当日は、検温をお願いいたします。受付にも体温計を用意しますが、ご自宅を出られる時に、
できるだけ検温してお越しください。
※会場の地下駐車場は有料です。65才以上の方は、1F受付で免許証等年齢確認のできる
物の提示で、1時間免除になります。

<申込み・お問合せ先>

香川県手をつなぐ育成会活動事務局

〒761-8041 高松市檀紙町八幡1452番地2

TEL 087-816-2586 FAX 087-816-1971

あたりまえの生活を目指して

—のぞみの園の地域移行の取り組みから—

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

-目次-

1. 地域移行って何？
2. GH 利用者の実際
3. よくある話
4. 地域移行に関わる関係機関
5. どんな流れで進めたら良いのか
6. それぞれの段階における留意点
7. 意思決定支援について
8. 地域移行の意思決定支援

Q&A

地域移行後、幸せに暮らしている皆さん

1. 地域移行って何？

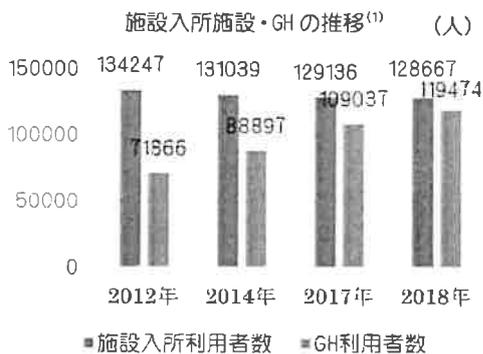
「地域移行」とは住まいの場を施設や病院から単に元の家に戻すことではなく、障害者個々人が、自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしを実現することです。

注) のぞみの園の地域移行の特殊性から「障害者入所施設」や「介護保険施設」等も地域移行として記載しています。(巻末に補足説明あり)



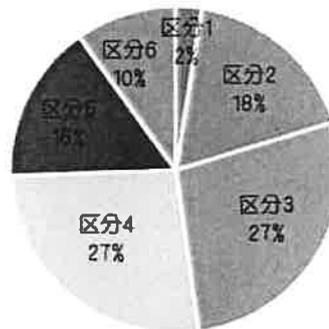
注) GH=グループホーム

2. GH 利用者の実際

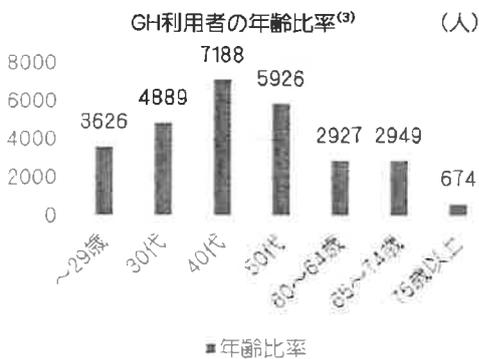


出典) 「厚生労働省 社会保障審議会 障害者部会(第98回)」
「日本知的障害者福祉協会
平成30年度全国グループホーム実態調査報告」

GH利用者の障害支援区分の割合⁽²⁾

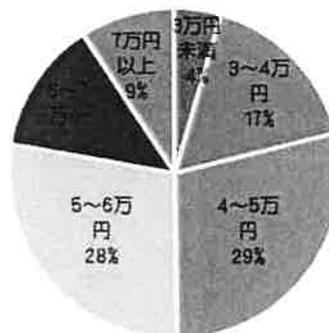


出典) 「日本知的障害者福祉協会
平成30年度全国グループホーム実態調査報告」



出典) 「日本知的障害者福祉協会
平成30年度全国グループホーム実態調査報告」

GH利用者負担の総額⁽⁴⁾



出典) 「日本知的障害者福祉協会
平成30年度全国グループホーム実態調査報告」

- ・⁽¹⁾施設入所利用者数は年々微減しています。一方 GH 利用者については年々増加しており、2012 年から 2018 年の間に利用者数は約 47000 人増えています。
 - ・⁽²⁾GH 利用者の障害支援区分の割合は、障害支援区分 4~6 が全体の 53% を占めています。
 - ・⁽³⁾GH 利用者の年齢比率は、40 代を頂点とし 50 歳以上の利用者が 44% を占めています。
 - ・⁽⁴⁾利用者負担の総額は、「4~5万円」「5~6万円」の 2 階層で 57% を占めています。
- ※ GH 利用者負担の総額(助成後) = 利用料自己負担額 + 家賃 + 水光熱費 + 食費 + その他 (月額)

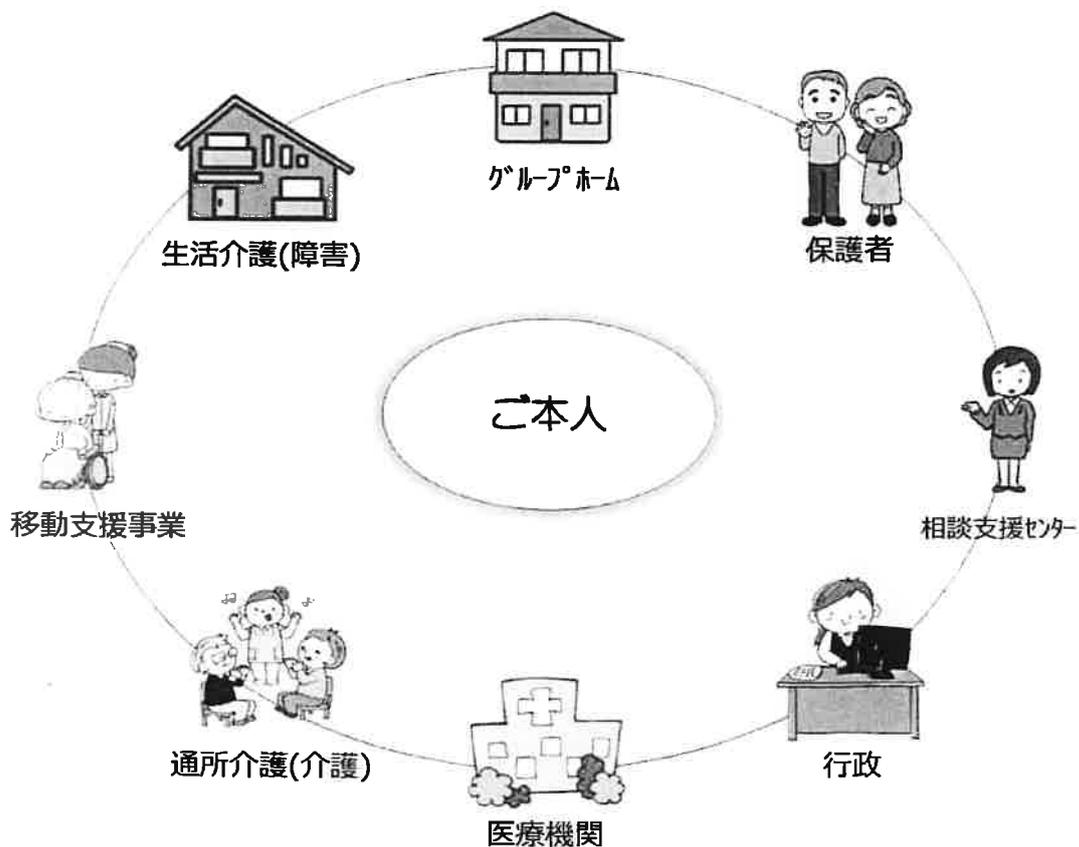
3. よくある話

地域移行を進める中で、「障害が重いから…」「年齢的に…」「昔から入所施設にいるのに今更…」
「ご本人に合った場所がないし…」などと言ったような話がよく聞かれます。

地域移行はご本人や家族の思いだけでは進めることはできません。地域にネットワークを広げて多角的で客観的な意見を聞いてみてはどうでしょうか？その中にご本人のニーズを叶えられるヒントがあるかもしれません！

4. 地域移行に関わる関係機関

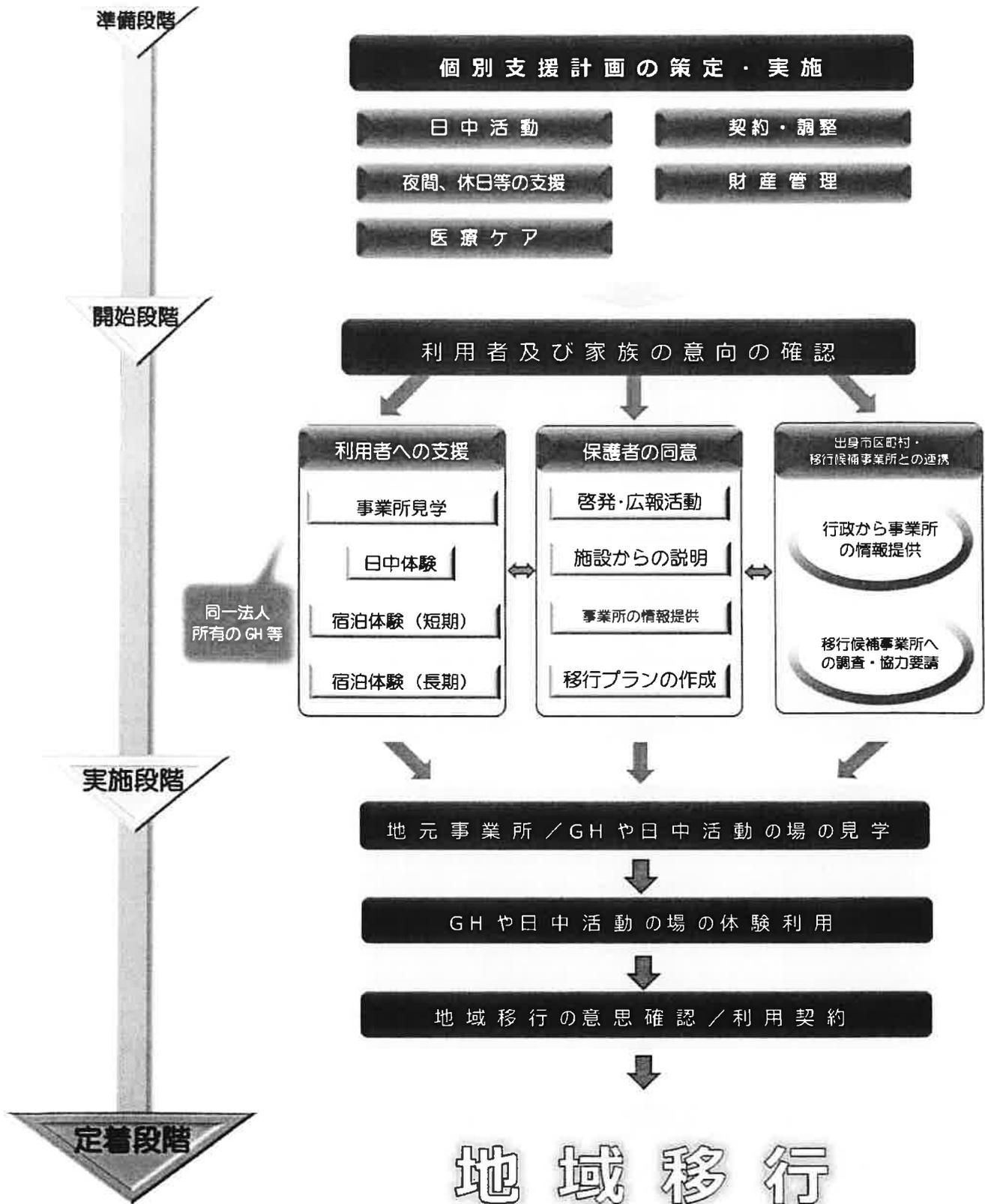
～ GHへの地域移行を目指すにあたって、調整すべき関係機関の一例です ～



- ・地域移行はご本人のニーズや思いを叶え、「暮らし」を支える支援です。
- ・住まいの場、日中活動、医療、制度、インフォーマルな資源などを組み合わせ、ご本人の思いを叶えるために、隙間を埋めていくことが重要です。
- ・一人ひとりオーダーメイドで作り上げていくため、関わる関係機関はそれぞれで異なります。
(上図はあくまで一例)

* インフォーマルな資源=町内会や自治会など

5. どのような流れで進めたら良いのか = 地域移行に向けたフローチャート =



6. それぞれの段階における留意点

= フローチャートより =

準備段階

～ 個別支援計画の策定・実施～

- ・個別支援計画作成にあたり、「地域移行」を踏まえた内容を明記し、ご本人の暮らしへのニーズを確認します。
 - ・ご本人の状態像を明確にしておきます
(日中活動、夜間・休日状況、医療ケア、契約・調整状況、財産管理 etc…)
- ➡ ご本人の状態像を明確にすることで、どのような移行先がご本人に合っているのかを決定する材料となります。

開始段階

～ 利用者及び家族の意向の確認～

- ・ご本人および保護者の意向確認を進める中で、地域移行の同意を得るための取組みを進めます。
 - ・具体的には、ご本人が各体験を通して地域生活のイメージを持てるように、またその上で意思確認が行えることが重要です。(意思決定支援についてはP7参照)
 - ・ご本人および保護者に出身市区町村からの事業所情報を提供します。また、行政や関係者より移行候補の事業所への実情の確認、また移行への協力を要請します。
- ➡ この段階の取組みが、地域移行への不安を取り除く大きな要素となります。

利用者への支援

- ・同一法人内のGHや地域にある生活介護事業所等で地域生活体験を行います。具体的な経験を通して、地域の暮らしに触れる機会を作ります。(体験時のサービス支給についてはP6参照)
- ・保護者にとっては実際の暮らしを通して、地域生活をイメージできる機会となります。

保護者の同意

- ・地域移行への啓発/広報活動に努めます。
- ・パンフレット等を使って移行候補事業所の情報提供を行います。
- ・面会や保護者懇談会時の個別面談の実施、家庭訪問等を行い、移行についての説明を行います。
- ・住まいの場だけではなく、日中活動、医療、制度等、トータルに本人の暮らしを支えられる移行プラン(サービスの組み合わせや移行までの流れ)の作成を行います。

出身市区町村・ 受入事業所との連携

- ・行政から事業所情報を得て本人と保護者に提供します。
- ・行政や関係者から、移行候補事業所への実情の確認や移行への協力を要請します。
- ・本人の特性に合った支援を提供できるように、複数の事業所を視野に入れます。
- ・移行候補事業所との情報共有を行います(個人情報、サポートブック、写真やビデオ等)。
- ・移行候補事業所の職員に訪問を依頼し、現在の暮らしを把握していただきます。

《支援者・関係者に必要な視点》

- ★移行先をイメージしたアセスメントを取りましょう。体験の様子を写真やビデオに録り、保護者への同意につなげます。
- ★施設入所が長いと地域での暮らしの経験や期間が少なく、地域での必要な支援(できる・できない)が見えてこないため、経験する機会は必須です。

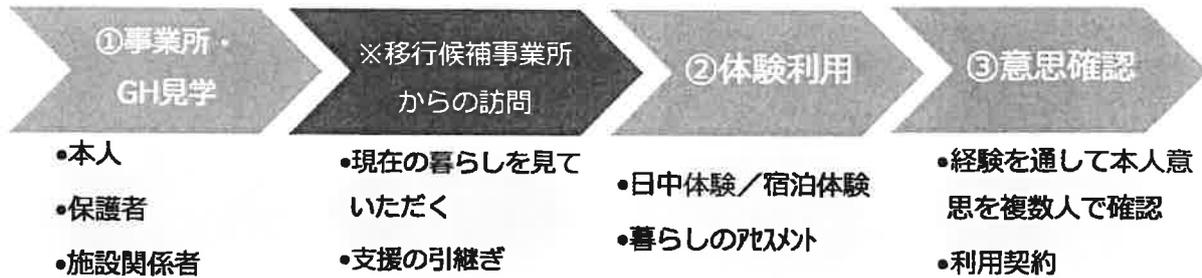
《同意を得られない背景》

- ・現在の障害福祉サービスの状況がつかみづらい。
 - ・ご本人の状態にあった施設がないと保護者が感じている等。
- ★同意を得るためには、保護者と話す機会を多く持つ。話を聞いてくれる環境、信頼関係の構築、丁寧に不安を取り除いていくことに尽きます。

- ・移行希望の利用者がいること、移行に関しての課題を関係機関で共有します。

- ★書面での情報提供だけでは、ご本人の状況がイメージしづらいため、ビデオは有効です。ご本人が暮らす現在の環境や生活をみてもらうことで、移行後のイメージを持ちやすくなります。

実施段階 ～ 移行候補事業所の見学・体験・地域移行の意思確認～



1 事業所、GH や日中活動の場の見学

- ご本人・保護者とともに移行候補事業所の見学を行います。
- 事業所の現況確認
例：食事は？洗濯は？医療体制は？利用料は？本人のニーズに合っている？年金管理は？待機順位は？etc…
→ 日中活動、住まいの場、医療、制度をどのように組み合わせるか？地域移行は一人ひとりのニーズに応えながらオーダーメイドで作上げていきます。

※移行候補事業所からの訪問

見学や体験など環境が異なる場面では、緊張や不安からご本人の本来の姿を表現できないことがあります。
☆普段の暮らしを見ていただくことは、移行する側、受け入れる側にとって、お互いの理解を深める有効な機会です。

2 GH や日中活動の場の体験利用

- 移行候補先の生活を実際に体験し、新たな生活へのご本人の理解を促します。また暮らしのアセスメントや本人の適応、意思形成・意思表出の視点で実施します。
- 他の利用者とマッチングのアセスメントを行います。
→ 体験中に様々なことを経験してもらい、意思表出しやすい状況を作っていきます。
→ 他利用者とのマッチングは今後その環境で生活することを想定し、体験中から重点項目として捉えておきます。

3 地域移行の意思確認・利用契約

- GH や日中活動の場の体験利用を通して慣れてきた頃にご本人へ意思確認を行います。（意思決定支援）
→ 重度の知的障害者など言葉での意思表出が難しい方に対しては、生活体験を送る中でご本人の変化（活動性が上がった、笑顔が増えた、楽しみにしていることが増えた等）からご本人の意思を複数人で確認することが重要です。（ご本人・保護者・親族・後見人・受入先事業所職員・生活支援員・行政・相談支援員などの関係者）

☆ 体験利用を実施するにあたって

日中体験

日中の体験では、事業所が体験の機会を用意している場合、その回数や体験利用にかかる費用はそれぞれの異なるため、行政や事業所へ事前の確認が必要です。
例) 一回 500 円 (昼食代として) 送迎込み

宿泊体験

GHの入居を希望し、宿泊体験を行う場合、1年で50日以内、連続利用は30日以内というルールに沿って体験を行います。
例) 支給内容は共同生活援助(グループホーム体験)となります。

定着段階

～ 地域移行 ～

移行後のフォローアップ

移行後、充実して暮らせているか? ご本人の希望や変化に対応しているか? などの確認を定期的に行います。また、それまでの暮らしぶりを知る事業所として、過去の支援経過やエピソードをお伝えする中で、本人の暮らしが安心できるものとなるように「フォローアップ」という形で携わります。

地域移行後のフォローアップ、モニタリングの実施

- のぞみの園の場合 -

- 移行後、定期的に **電話連絡** し、ご本人の生活が落ち着いているかを確認します。
 - ・最初の1か月間は1週間に1度程度。その後1か月後、3か月後、半年後、1年に1度連絡。



- 1年後、5年後には **直接事業所に訪問** し、実際の暮らしを確認します。
 - ・移行前の事業所とつながっていることで、何かの時には相談できる関係を残しておくことがご本人および関係者の安心感に繋がります。
 - ・仮に地域での生活が上手くいかない結果となった時には、再入所という選択肢を残しておきます。



7. 意思決定支援について



意思決定支援は障害の重さや言葉の有無は関係ありません。

Point① 意思形成支援 ~本人の意思が作られる過程を大切にします~

環境：日常的に安心感のある中で生活できていることが重要です。

情報：自ら情報を得ることが苦手な人には、支援者側から理解しやすい方法で伝えます。

経験：実際の場面での体験・経験が大切です。体験・経験を重ねることで選択するという意識が育まれます。

Point② 意思表出支援 ~何らかの方法、手法を用いて意思を表現できるよう支援します~

信頼：本人との信頼関係が形成されなければ適切な意思表出は得られません。

伝達：本人からの表出を待たずに決めつけてはいませんか？本人の意思を伝えられる機会を提供しましょう。

選択：選択肢を本人にわかりやすい形で提供していますか？自らが「選ぶ」という意識を育てることが大切です。

特性：障害特性に配慮していますか？言葉の信憑性がありますか？言葉の有無に関わらず、表情や態度、雰囲気の変化等に気付き、思いを汲み取ることも必要です。

Point③ 意思決定支援 ~ご本人の意思を尊重し、叶えられるように！

客観性の担保：言葉がない人や障害の重い方の意思決定は客観性を担保するため複数人（ご本人・保護者・親族・後見人・受入先事業所職員・生活支援員・行政・相談支援員等の関係者）での確認が必須です。

8. 地域移行の意思決定支援

- ① 日常の暮らしの様子から本人の移行に関わるニーズを確認する。【準備段階】
 - ② 実際の地域生活の情報提供を行います。【開始段階】
 - ③ 地域生活体験（日中・宿泊）を通して、地域でなければできないアセスメント（移動、買い物など）を行い、ご本人の思いを見極めます。【開始段階 / 実施段階】
 - ④ ご本人の思いを叶えるための地域での暮らしを支える移行プランの作成を行います。（365日24時間の生活をシミュレーション）【開始段階 / 実施段階】
 - ⑤ 日中・宿泊体験に慣れた頃に複数人で本人の意思の確認を行います。【開始段階 / 実施段階】
- * はじめから「無理」「ダメ」と決めつけになっていませんか？様々な選択肢を提供し、本人の意思を叶えるため、フォーマル・インフォーマルな資源を組み合わせて考えてみましょう。

Q & A

・なぜ地域移行をするのですか？

☞地域移行の基本的な考え方は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で一般の人と同等の生活を送ることを目指すものです。地域移行は利用者が主体であり、第三者の都合によって行うものではありません。まずは利用者の意思を尊重することが第一です。そのため、できるだけ多くの体験の機会を提供し、経験を積みエンバウメントを育むことが大切です。

・本人が「施設にいたい！」と言っているから、地域移行に取り組まなくても良いですか？

☞地域生活の選択肢は提供しましたか？地域での暮らしを経験してから検討してみても良いかもしれません。

・重度の障害者や病気がちの障害者の地域移行は無理なのでは？

☞重度の障害をお持ちの方や医療的配慮が必要な障害者の方であっても支援環境を整えることで地域での生活が可能になる場合があります。どのような介護サービスや医療的サービスが必要なのかを見極められれば、ご本人にあったサービスメニューを一つひとつ丁寧に準備することが可能となります。

・保護者の代が替わることによって、地域移行の同意が取りづらくなりませんか？

☞保護者の代が替わるタイミングはチャンスでもあります。親から兄弟や甥姪に保護者が替わり、親世代とは違う距離感や福祉、地域移行に対する考え方の違いなどから、同意に結びつくケースもあります。

・グループホームへの移行を考えていますが、日中のサービス提供ができる事業所がない場合はどうしたら良いですか？

☞インフォーマルな資源や介護保険基準該当サービス、共生型サービスなど、枠にとらわれずに探してみるのも大切です。

・地域生活が失敗したら家族に負担はかからないのですか？

☞地域移行に関してご家族の方に負担をかけないように最善の努力をします。移行先での定着に失敗しても出身市区町村の福祉関係者や事業所と協議し、ご本人・ご家族にとって最も良い生活・活動の場を探しましょう。

・フォローアップはいつまでやるの？

☞期間の設定はなく、ケースにより対応は異なります。地域移行はゴールではなくその後の生活のスタートです。生活が落ち着くまで全力でサポートし、徐々にフェードアウトしていきます。

～ 地域移行後、幸せに暮らしている皆さん ～

※年齢等は移行当時

～出身地のグループホームへ地域移行した A さんのケース～（59 歳）

支援区分 6 上下肢痙性麻痺 車椅子使用

- ・かねてより、出身地へ戻りたいと強い希望があった A さん。移行に向けて出身地周辺の入所施設等を見学、体験を行ってきましたが、GH(当時はグループホーム)の見学を行うと、満面の笑みを浮かべ「ここがいい」と自分の意思を伝え移行に結びつきました。移行後は、以前より保護者の面会の頻度も増え、移動支援を利用しながら本人の希望する場所への外出や、以前いた施設のフェスティバルに遊びへ出かけるなど楽しく過ごしています。

～出身地のグループホームへ移行した B さんのケース～（68 歳）

支援区分 5 脳性麻痺による左半身麻痺（軽度）

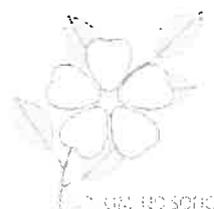
- ・施設入所の頃から地域生活体験を多く積み重ねてきた B さん。その中で地域での生活を送りたいと本人からの希望があり、出身地の GH 見学を重ね、新規開設される GH への移行に結びつきました。移行後は、保護者と再会すると嬉しそうなお表情を見せていました。また、GH の入居者と一緒に日帰りや泊まりでの旅行に行くなど地域での生活を楽しんでいます。

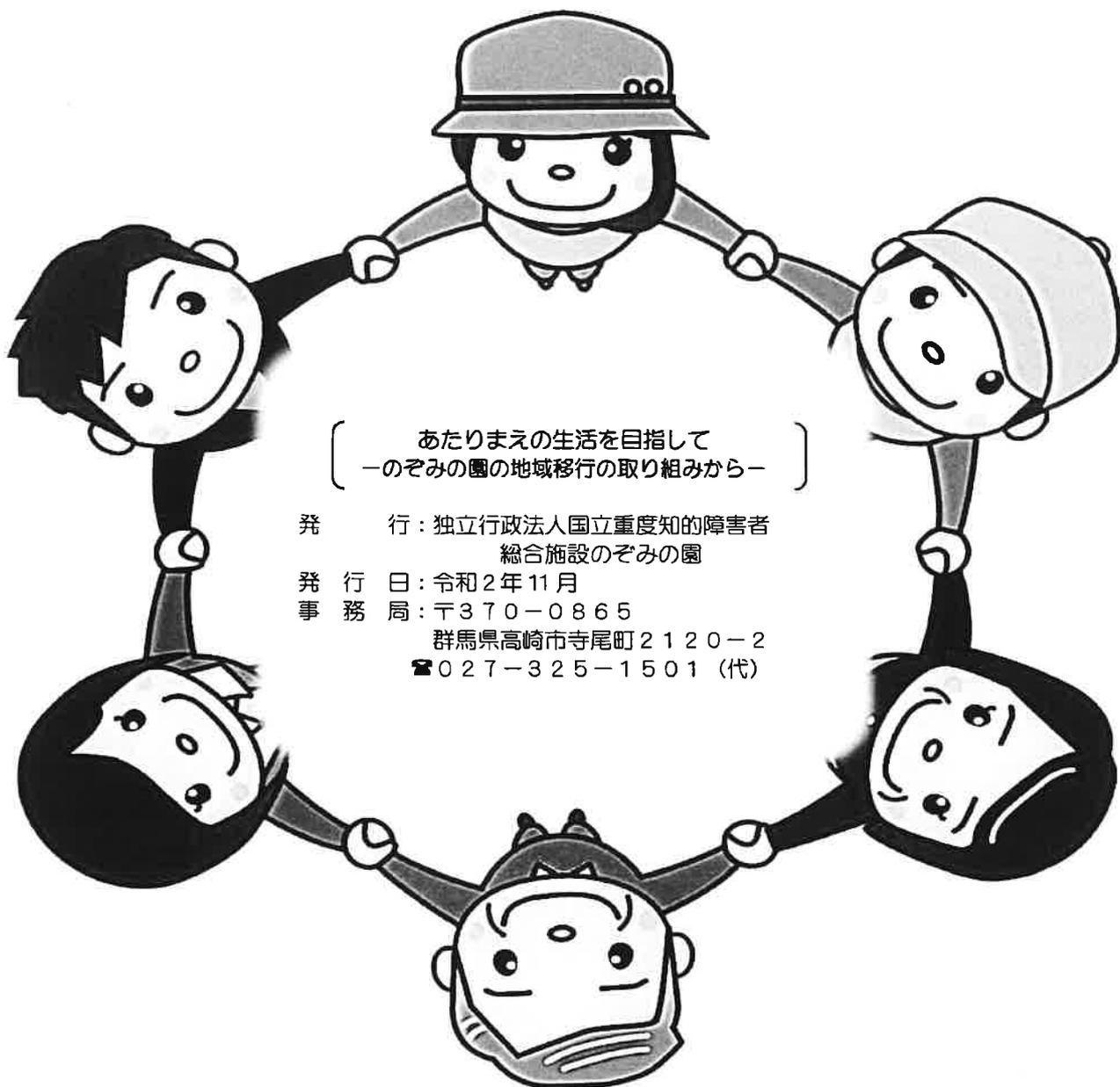
～特別養護老人ホームに移行した C さん～（80 歳）

支援区分 6 後天性両下肢機能障害 車椅子使用

- ・法人所有の GH で過去生活体験を行ったことのある C さん。後見人を選定する際に「地元に戻ってきたい！」という妹夫婦の声を聞き、以前、地域生活体験で良好な過ごし方をされていたこと、また、高齢、面会の頻度、介護の度合いなどを勘案し、地元の介護保険施設での暮らしの方が、メリットが大きいと関係者で話し合いました。出身地の介護保険施設 6 事業所に待機申請。介護判定と認定について現住所地と出身地の行政間で調整を積極的に行う等、本人と家族の移行への思いを障害・介護の行政担当、事業所が受け止め移行に結びつきました。移行後は家族と笑顔で再会し、定期的に面会の機会も設けられています。ふるさとへ戻り、新たな暮らしにも慣れ、姉妹と過ごす時間を楽しんでいます。

(注) のぞみの園には全国から利用者が入所している経緯があり、のぞみの園の地域移行は「ふるさと(出身地域)の町を目指す」となっております。重度・高齢が故に直接の町での暮らしは難しい地域もあることから、ふるさとの入所施設にいったん戻り、そこから町を目指すという方法も必要であるという「国立コロニー独立行政法人化検討委員会報告書」の趣旨により、のぞみの園では、ふるさとの入所施設への移行も地域移行としております。





〔 あたりまえの生活を目指して
—のぞみの園の地域移行の取り組みから— 〕

発 行：独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園

発 行 日：令和2年11月

事 務 局：〒370-0865

群馬県高崎市寺尾町2120-2

☎027-325-1501 (代)



事務連絡
令和3年1月25日

関係各位

高松市障がい福祉課
直島町住民福祉課
高松圏域自立支援協議会
高松市・直島町地域生活支援拠点検討部会

高松市・直島町緊急時対応合同研修会の開催について(御案内)

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、高松市・直島町では地域生活支援拠点事業の5機能の一つである「緊急時の対応」について、一昨年度から高松圏域自立支援協議会相談支援部会を中心に、サービス等利用計画に緊急時対応プランを作成することを進めてまいりました。その一環として、この度、生活介護事業所と短期入所事業所、相談支援事業所の合同研修会を開催することとなりました。

年度末の慌ただしい時期に当たり、皆様御多用中のこととは存じますが、内容を御確認の上、御参加いただきますようお願い申し上げます。

対象者

- ① 高松圏域（高松市・三木町・直島町）内に所在する生活介護事業所、短期入所事業所のサービス管理責任者等
- ② 高松圏域及び高松市に隣接する市町（さぬき市・坂出市・綾川町）に所在し、高松市をサービス提供範囲と定める相談支援事業所相談支援専門員

日時 *いずれか1回に御参加ください。

①3月1日（月）10：00-12：00 ②3月8日（月）10：00-12：00

③3月8日（月）13：30-15：30

場所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1・第2研修室

内容 ・地域生活支援拠点事業についての講義

・事例を通じて緊急時対応（プラン作成・担当者会議等）のポイントを説明

・緊急時対応に関する各加算、短期入所緊急時登録事業についての説明 など

*感染防止に配慮して講義形式にて実施します（グループワークはありません）。

お申し込み 2/12（金）までに裏面申し込み書を使ってお申し込みください。

【お問い合わせ】高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 担当 川村
高松市福岡町2丁目24-10福祉コミュニティセンター高松東館2F
電話：(087) 880-7012 FAX：(087) 880-7013 E-mail：takamatsukikan@ca.pikara.ne.jp

高松市・直島町緊急時対応合同研修会 参加申し込み書

(FAX の場合は送信表は不要です。)

FAX : (087) 880-7013 E-mail : takamatsukikan@ca.pikara.ne.jp

下記の3つの日程のうちどれか1回にご参加ください。各回とも参加人数を50人以内(100人会場)とさせていただきますので、参加希望の多い日は調整をさせていただく可能性があります。下記日程のうち御都合のよい順に①～③をご記入いただくか、参加できないところには×をご記入ください。

希望日程記入例)

3月1日(月) 10:00-12:00	3月8日(月) 10:00-12:00	3月8日(月) 13:30-15:30
×	①	②

希望日程記入欄)

3月1日(月) 10:00-12:00	3月8日(月) 10:00-12:00	3月8日(月) 13:30-15:30

申し込み者)

事業所名(事業種別) ○をおつけください。	(生活介護事業所 短期入所事業所 相談支援事業所)
職種	
氏名	
連絡先	

*各事業所お一人のご参加をお願いします。

*決定された日によって参加者が変わる場合は代表の方のご記入をお願いします。

災害時 WG の現状

【発足の経緯】

身体障害者支援部会での困りごと調査の結果や県の協議会の関心もあり、運営会議の承認を経て取り組みを始めることになった。

【参画機関】

●初回からの参加

高松市健康づくり推進課、支援センターこがも、在宅療養ネットワーク、高松訪問看護ステーション、高松赤十字病院

●2回目からの参加

高松市健康福祉総務課、高松市社会福祉協議会

【活動内容】

R2.2.26 (初回)

医療的ケアが必要な方の災害時の備えについて（各機関の現状と課題の共有）

R2.12.9 (第2回)

モデルケースの選定と災害時プランの作成をどう進めるか

・災害時プラン作成基本の流れ案

- ①本人・家族に対してモデルケースとして災害時プランを作成することの同意を得る
- ②アセスメントの実施。並行して高松市避難行動要支援者名簿の登録手続きをする
- ③各地域で作成されている「災害時個別支援計画」の様式に沿って、計画案を作成
- ④案を持って、地域住民を交えてのケア会議を実施し、「災害時個別支援計画」を完成させる
- ⑤本人・家族の同意を得て、ケア会議の参加機関に「災害時個別支援計画」を配布
- ⑥災害時に避難が必要なケースについては、地域の避難訓練がある際等に実際に避難を体験する（→結果必要に応じて再度ケア会議、計画を修正、配布）

・第2回 WG で出された課題

- ①関係機関同士が災害時個別支援計画を共有出来ない障がいの現状
- ②「高松市避難行動要支援者名簿」に登録することに対する本人家族の同意
 - ⌘（障がい福祉サービス利用者でモデルケースとなりうるケースを参画機関の事例からあたる）

R3.2.17 (第3回)

モデルケースの選定と災害時プランの作成をどう進めるか

【今後の方向】

モデルケースに対する災害時プランの作成

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援研修のあり方について検討会

1. 日 時：第1回 令和2年11月19日（木）10：00～11：00
第2回 令和3年1月20日（水）13：00～14：10

2. 協議した内容

- ① 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの確認を行った上で、本ガイドラインを圏域内に普及啓発するための方策について協議した。

委員の意見としては、どの支援者も意思決定支援の重要性について程度の差こそあれ認識しており、実践もしているという自負はあると思われる。ただ、利用者本人にとってベストの意思決定支援ができているかという疑問が残る場合もあるので、定期的に研修をする必要があるだろうという見解で一致した。

また、成年後見人に意思決定支援の重要性をいかに伝えるかが課題であることがを共有した。

- ② 本ガイドラインを支援に生かすための取り組み（研修等）について

各委員が、相互に相談しながら、所属している機関でサービス等利用計画、個別支援計画に意思決定支援の要素を取り入れ、意思決定支援会議（担当者会議等を活用する方法もあり）も開催しながら支援を展開できるモデルを選定した。。

（選定モデルの基準）

重度の障害をお持ちで、意思決定支援において本人に合った手法を用いる等工夫しなければ、意思の表明が困難な方や家族や支援者と本人の意向がずれている方、障がい児で保護者の意向と本人の意向をそれぞれ支援にどのように反映していけばよいか悩む方等とする。

3. 次回の検討会

令和3年4月15日（木）13：30～ 高松市社会福祉協議会

